

参考資料

- 郵便等による不在者投票の対象者 1
 - 郵便等投票の対象となる障害の程度等を有する者 . . . 4
 - 参照条文 5
- (昭和 25 年制定時の条文 1 2)

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

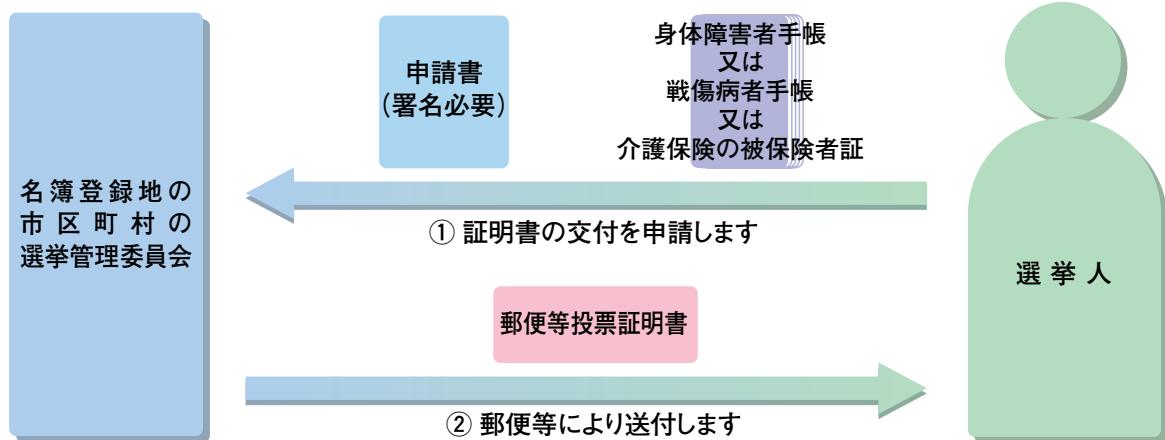
身体障害者手帳	障害名	障害の程度			備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				備考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	「要介護5」	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○										

郵便等による不在者投票の手続

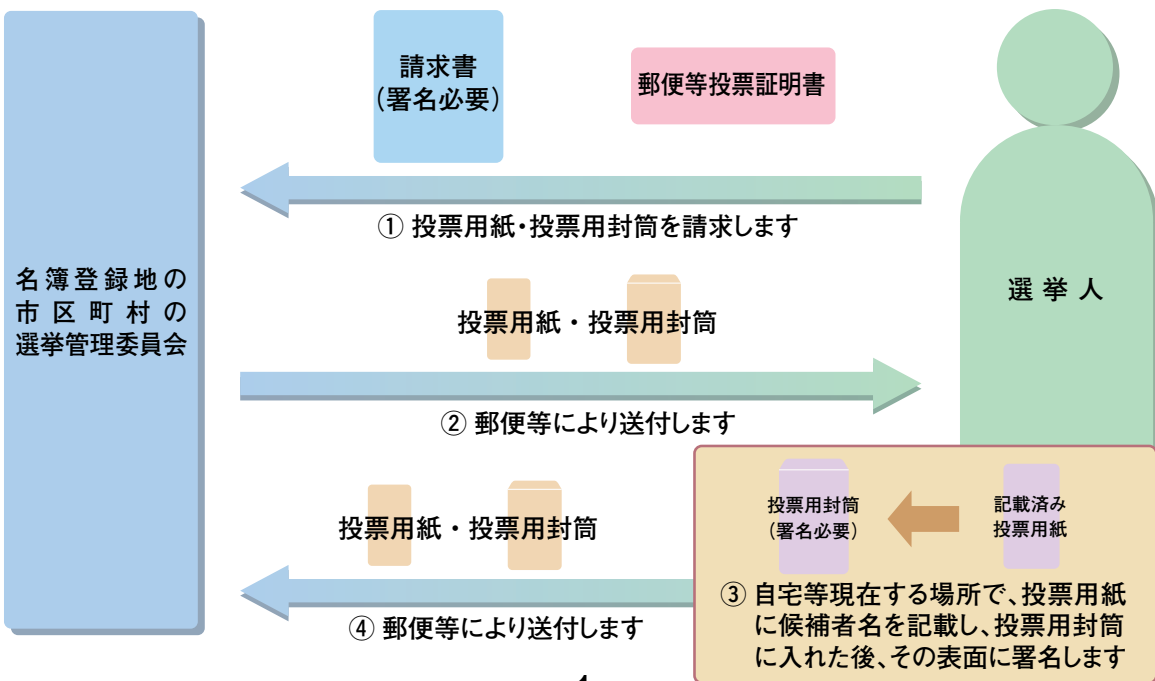
郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



2 投票手続



郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人(左ページ参照)で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある方(○印の該当者)は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載をさせることができます(平成16年3月より制度が導入されました)。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度	備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			備考
		1級				特別項症	第1項症	第2項症	
	上肢、視覚の障害	○	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		上肢、視覚の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人(左ページ参照)でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

郵便等による不在者投票における代理記載制度の手続

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請(左ページ参照)に加えて、あらかじめ次の**1**及び**2**の手続を行っておく必要があります。これらの手続は同時に行うことが可能です。また、代理記載の方法による投票手続は**3**のとおりです。

1 代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる選挙人である旨の記載を受けます。

① 記載の申請をします

② 郵便等により送付します

※この手続を郵便等投票証明書の交付申請と同時に進行する場合には、郵便等投票証明書の交付申請書への署名は不要です。

2 代理記載人となるべき者の届出の手続

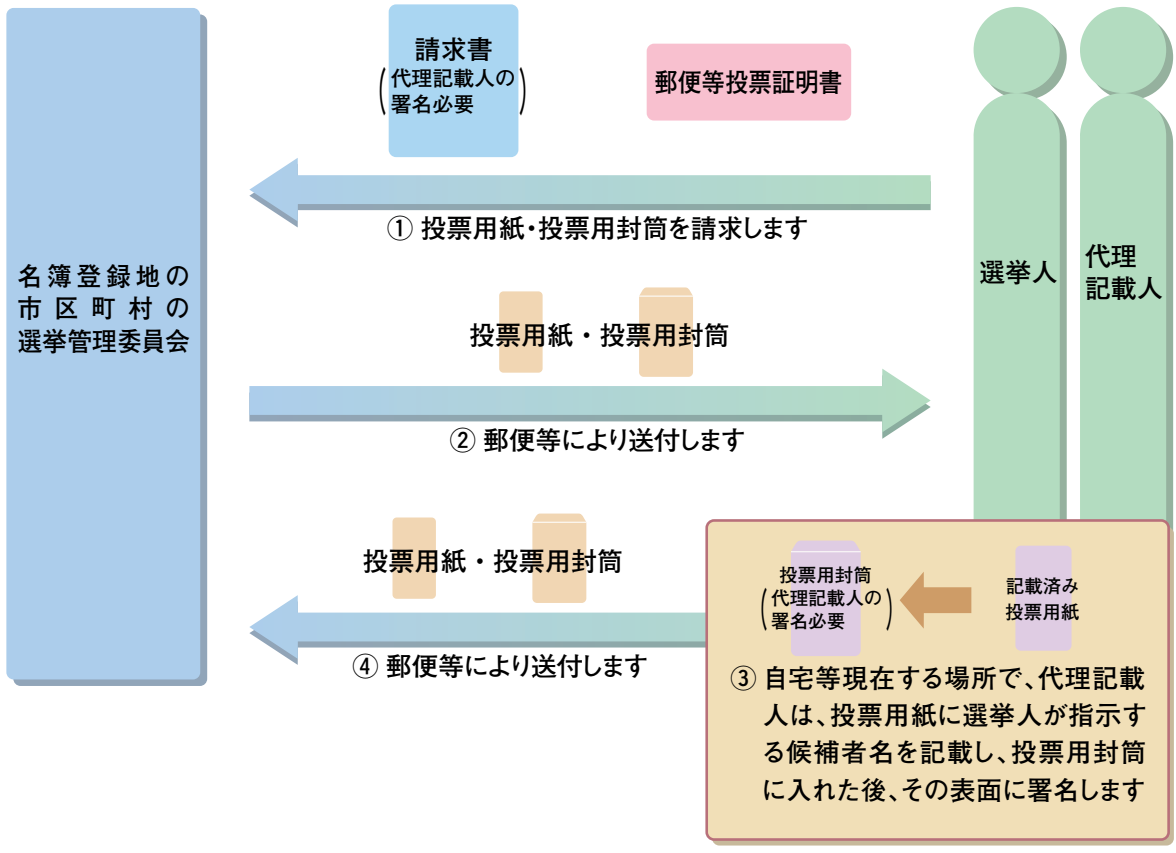
選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。

① 代理記載人の届出をします

② 郵便等により送付します

2

3 代理記載の方法による投票手続



罰 則

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

施 行

以上の内容は、平成16年3月1日から施行されています。



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙のめいすいくん

詳しくは、総務省、都道府県・市区町村の選挙管理委員会、明るい選挙推進協会にお問い合わせください。

総務省・(財)明るい選挙推進協会

郵便等投票の対象となる障害の程度等を有する者

(単位:人)

身体障害者 (18歳以上)	1,647,115
戦傷病者 (心臓、じん臓等の障害は第4項症を含む)	244
要介護者(要介護5)	606,257
計	2,253,616

[参考]要介護者(要介護4)	754,672
[参考]要介護者(要介護3)	819,422
[参考]要介護者(要介護2)	1,089,301
[参考]要介護者(要介護1)	1,231,854

※身体障害者及び戦傷病者については平成27年3月末現在、要介護者については平成28年6月末現在。

※「平成26年度 福祉行政報告例」及び「介護保険事業状況報告(暫定)平成28年6月分」参照。

郵便等投票による投票実績

(単位:人)

	平成24年衆	平成25年参	平成26年衆	平成28年参 ※速報値
比例代表	26,745	26,991	23,054	23,817
選挙区	26,531	26,910	22,907	23,747

郵便等投票証明書の交付状況

(単位:件)

	平成24年衆	平成25年参	平成26年衆	平成28年参 ※速報値
	38,965	40,008	33,980	33,735

※選挙期日当日において、有効期限内のもの件数。

参照条文

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（不在者投票）

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

- 2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。
- 3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。
- 4～9 （略）

（投票干渉罪）

第二百二十八条 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び第二百三十二条において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくして選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙犯罪の煽動罪)

第二百三十四条 演説又は新聞紙、雑誌、ビラ、電報、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条又は第二百三十二条の罪を犯させる目的をもつて人を煽動した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七条 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 (略)

2 第四十九条第二項の規定による投票については、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第二百二十八条第一項及び第二百三十四条中同項に係る部分の規定を適用する。

3～5 (略)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

（身体障害者、戦傷病者又は要介護者であるもので政令で定めるもの）

第五十九条の二 法第四十九条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者については、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害（以下この条において「両下肢等の障害」という。）の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては一級若しくは三級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては一級から三級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第五十九条の三の二第一項第一号及び第四百四十七条第一項第三号において「中核市」という。）の長が書面により証明した者
- 二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者については、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
- 三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者については、同法第十二条第三項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

（郵便等投票証明書）

第五十九条の三 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名（点字によるものを除く。第五十九条の三の三第二項、第五十九条の四第一項及び第二項、第五十九条の五、第五十九条の五の二、第六十五条の十一第一項並びに第六十五条の十二第一項において同じ。）をした文書をもつて、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当する旨の証明書（以下「郵便等投票証明書」という。）の交付を申請することができる。

- 2 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、前項の規定による申請を次条第二項の規定による申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項の文書に署名をすることを要しない。

- 3 第一項の文書には、次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ、当該各号に定める文書を添えなければならない。
- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は前条第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は前条第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面
 - 三 介護保険法第七条第三項に規定する要介護者 同法第十二条第三項の被保険者証
- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者に対して、郵便等投票証明書を郵便等をもって交付しなければならない。
- 5 郵便等投票証明書の交付を受けた者は、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該郵便等投票証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、郵便等投票証明書の有効期間その他郵便等投票証明書に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載の申請等)

- 第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者であつて、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が一級である者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した者
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者であつて、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症までである者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
- 2 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、文書をもって、同項に規定する選挙人に該当する旨を郵便等投票証明書に記載することを申請することができる。

- 3 前項の文書には、郵便等投票証明書及び次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ当該各号に定める文書を添えなければならない。
 - 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者の郵便等投票証明書に同項に規定する選挙人に該当する旨の記載をしなければならない。
- 5 前項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、同項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合には、直ちに、郵便等投票証明書を添えて、文書でその旨を当該記載をした市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出て、当該郵便等投票証明書に当該該当しなくなつた旨の記載を受けなければならない。
- 6 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による記載をした場合においては、第二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書を郵便等をもつて送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 2 第五十九条の三の二第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人(第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。)は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該選挙人の署名に代えて、当該選挙人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。
- 3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者にあつては、併せて、前項の規定により提示された引続居住証明書類について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

（郵便等による不在者投票の方法）

第五十九条の五 前条第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所）を閉じる時刻までに第六十条第二項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。

○公職選挙法施行規則

第十三号様式の七（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五関係）（昭四九自公四・通則昭五八自公七・平元
自公七・平六自公四・平七自公三・平一〇自公二・平一五自公五・平一五自公四・一第改訂）

外封筒（令第五十九条の四第一項の規定により請求を受けた場合）

表

何選挙区
郵便等による不在者投票
(外封筒)

投票記載年月日 平成何年何月何日
投票記載場所 都(何道府県)何郡(市)区(何町(村)何番地
右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたし
ました。
投票者 氏名
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

都(道府県)(市)
(区)(町)(村)選
挙管理委員会
印

外封筒（令第五十九条の四第二項の規定により請求を受けた場合）

表

何選挙区
郵便等による不在者投票
(外封筒)

投票記載年月日 平成何年何月何日
投票記載場所 都(何道府県)何郡(市)区(何町(村)何番地
右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投
票の記載をさせました。
投票者 氏名
代理記載人 氏名
注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。ま
た、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書い
てください。

裏

都(道府県)(市)
(区)(町)(村)選
挙管理委員会
印

内封筒

表

(内封筒)

注意 この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、
外封筒に入れて更に封をしてください。

裏

備考

- 一 外封筒に押すべき都(道府県)(市)区(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考四及び五に準ずる。
- 二 外封筒の表面には、投票区名その他必要と認める事項を自由に記載することができる。

（不在者投票）

第四十九條 選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものの投票については、第四十二條（（選挙人名簿の登録と投票）第一項但書、第四十四條（（投票所における投票））、第四十五條第一項（（投票用紙の交付））、第四十六條第一項（（投票の記載事項及び投函））、第五十條（（選挙人の確認及び投票の拒否））及び前條の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

- 一 選挙人がその属する投票区のある郡市の区域外（選挙に係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事中であるべきこと。
- 二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。
- 三 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第五十條 選挙人は、法第四十九條（不在者投票）に掲げる事由に因つて選挙の当日自ら投票所に行つて投票をすることができないと認められる場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便をもつて、その旨を証明して、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求することができる。

2 前項の請求をする者は、その現に職務若しくは業務に従事し、旅行し、若しくは滞在している地の市町村において投票をしようとする場合、船舶、病院、監獄、代用監獄若しくは少年院において投票をしようとする場合又はその現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、同項の請求をする際に、同項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

3 （略）

4 疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため、又は産じよくにあるために歩行が著しく困難であるべき選挙人は、その現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、同居の親族によつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもつて同項の請求及び前二項の申立をすることができる。

5・6 （略）

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書）の交付）

第五十三條 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十條第一項、第四項又は第五項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合においては、直ちにその選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が法第四十九條各号に掲げる事由の一に因つて選挙の当日自ら投票所に行つて投票をすることができないと認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに左の各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五十條第一項の場合にあつては、選挙人に直接に交付し、又は郵便をもつて発送する。

二 第五十條第四項の場合にあつては、同居の親族に交付する。

三 第五十條第五項の場合にあつては、当該不在者投票の投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便をもつて発送する。

2 選挙管理委員会の委員長は、第五十條第二項又は第四項の規定によつて他の市町村又は選挙人の現在する場所において投票又は投票の記載をしようとする旨の申立を受けた場合においては、その申立をした選挙人について、氏名、選挙人名簿の調製期日における住所及び生年月日並びに職務若しくは業務及び其の職務若しくは業務に従事中である地、旅行中若しくは滞在中であるべき地、船舶、病院、監獄、代用監獄若しくは少年院の名称又は選挙人の現在する場所を記載した不在者投票証明書を作製し、これを封筒に入れて封を

し、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に署名して印をおし、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人又はその同居の親族に交付し、又は郵便をもって発送しなければならない。

3 (略)

4 第一項第二号又は第三号に掲げる者は、投票用紙及び投票用封筒並びに不在者投票証明書（第一項第三号に掲げる者の場合を除く。）を受け取った場合においては、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

（選挙人の現在する場所における不在者投票の方法）

第五十八條 法第四十九條第二号又は第三号に規定する事由に該当する者で、疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため、又は産じよくにあるために歩行が著しく困難であるべきことを理由として投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（第五十五條第二項各号に掲げる選挙人を除く。）は、その現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、前二條の規定にかかわらず、投票用紙に自ら当該選挙の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面にその者の氏名並びに投票の記載の年月日及び場所を記載し、更にこれを不在者投票証明書の入っている封筒とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に署名し、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、選挙の期日の前日までに到達するように郵便をもって送付し、又は同日までに同居の親族によつて提出させなければならない。

2 (略)

第十一号様式（令第五十三條第一項及び第五十四條第二項の規定による不在者投票用封筒様式）

表

不在者投票 都(道府県) (市) (区) (町) (村) 選挙管理委 員会印	投票記載年月日 昭和何年何月何日 投票記載場所 都(道府県)何郡(市)何町(村)何番地(町)何番地 選挙人氏 名 選挙人の何々の故障により左の者が かわつて記載したものである。 住所 都(道府県)何郡(市)何町(村)何番地(町)何番地 代理記載人氏 名
---	--

裏

投票年月日 昭和何年何月何日 投票場所 何の場所 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)何町(村)選挙管理委員会 委員長(何、船長(何、病院長)(何、刑務所長、警察署 長、少年院長) 立会人 氏 名	交付の年月日 昭和何年何月何日 投票年月日 昭和何年何月何日 何日執行の何選挙 の場所 投票場所 何 船員の属する投票区のある市町村名都(道府県) 何郡(市)何町(村) 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)何町(村)選挙管理委 員会委員長(何、船長) 立会人 氏 名
---	--

備考

- 一 封筒の表面の選挙人及びその氏名以外の事項は、令第五十六條第四項及び第五十八條第二項の場合に限り記載するものとする。但し、令第五十六條第四項の場合においては、投票記載年月日及び投票記載場所は記載することを要しない。
- 二 不在者投票管理者は、令第五十六條第三項の規定による代理投票の仮投票については、不在者投票用封筒の表面に仮投票である旨をあわせて記載し、印をおさなければならぬ。
- 三 封筒におすべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(投票用紙様式)の備考四に準ずる。